第７期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

平成27年５月29日

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社

<目　次>

		(ページ)
連結計算書類の連結注記表	…	1
計算書類の個別注記表	…	16

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ms-ad-hd.com）に掲載することにより、株主の皆さまに提供させていただきます。

連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項＞

当社の連結計算書類は会社計算規則及び同規則第118条の規定に基づき保険業法施行規則に準拠して作成しております。なお、子会社、関連会社などの定義は、会社計算規則第２条に基づいております。

１．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数　　63社

主な会社名　三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
MSIG Holdings（Americas）, Inc.
Mitsui Sumitomo Insurance（London Management）Ltd
MSIG Insurance（Malaysia）Bhd.

連結の範囲の変更

Box Innovation Group Limited他９社は株式の取得等により新たに子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

⑵　非連結子会社

主な会社名　株式会社安心ダイヤル
MS＆ADシステムズ株式会社

非連結子会社とした会社等は、その総資産、経常収益、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社等であります。

２．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法適用の関連会社数　　８社

主な会社名　三井住友アセットマネジメント株式会社
PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG

⑵　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（株式会社安心ダイヤル、株式会社全管協ＳＳＩホールディングス他）については、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

⑶　連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を通じて日本地震再保険株式会社の議決権の29.9％を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されるため、関連会社としておりません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MSIG Holdings（Americas），Inc.他54社の事業年度の末日は12月31日でありますが、連結会計年度の末日との差異が３ヵ月を超えていないため、本連結計算書類の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

なお、連結会計年度の末日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計処理基準に関する事項

⑴　有価証券（保険業法施行規則上の「現金及び預貯金」又は「買入金銭債権」に区分されるものを含む）の評価基準及び評価方法

①　売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

②　満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

③　持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

④　業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成12年11月16日）に基づく責任準備金対応債券及び責任準備金対応の金銭の信託において信託財産として運用されている債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

なお、責任準備金対応債券及び責任準備金対応の金銭の信託に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社は、一定の要件を満たす「個人保険・個人年金保険」を通貨別に小区分として設定し、各小区分の特性を踏まえた資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、小区分別に、運用されている債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

⑤　その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

⑥　その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

⑦　有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

⑧　運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応のいずれにも該当しない単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

⑵　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。ただし、為替予約等の振当処理の適用要件を満たすものについて振当処理を、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについて特例処理を適用しております。

⑶　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

在外連結子会社の有形固定資産の減価償却は、主に定額法によっております。

②　無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間に基づく定額法によっております。

⑷　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

その他の国内連結子会社は、国内保険連結子会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。

在外連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。

なお、三井住友海上火災保険株式会社及び三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、退職慰労金の制度を廃止した平成17年３月末までの在任期間中の職務遂行に係る対価相当額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。

④ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

⑸ 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年～11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により費用処理しております。

⑹ 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑺ 消費税等の会計処理

当社及び主な国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内損害保険連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、５年間で均等償却を行っております。

⑻ 重要なヘッジ会計の方法

国内保険連結子会社は、株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引については繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。外貨建債券等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する取引のうち、通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用し、為替予約取引の一部については繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は

振当処理を適用しております。三井住友海上火災保険株式会社が発行する外貨建社債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する通貨スワップ取引については振当処理を適用しております。また、金利変動に伴う貸付金、債券及び借入金のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

また、ＡＬＭ（資産・負債の総合管理）における金利変動リスクを適切にコントロールする目的で実施している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　平成14年９月３日）に基づく繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジ有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

⑼　保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条繰延資産の繰延額及び償却額の計算は、法令及び当該資産を計上しているａｕ損害保険株式会社の定款の規定に基づき行っております。

５．のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年間で均等償却を行っております。ただし、少額のものについては発生年度に一括償却しております。

６．会計方針の変更に関する事項

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（3）、連結会計基準第44－５項（3）及び事業分離等会計基準第57－４項（3）に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれん3,396百万円及び資本剰余金7,403百万円が減少するとともに、利益剰余金が4,006百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ242百万円増加しております。

＜連結貸借対照表関係＞

1．有形固定資産の減価償却累計額は341,484百万円、圧縮記帳額は14,659百万円であります。

2．非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。

有価証券	（株式）	16,442百万円
有価証券	（外国証券）	145,956百万円
有価証券	（その他の証券）	9,214百万円

3．破綻先債権、延滞債権、３ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額は以下のとおりであります。

⑴　貸付金のうち、破綻先債権額は３百万円、延滞債権額は824百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

⑵　貸付金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は832百万円であります。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

⑶　貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は1,913百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

⑷　破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は3,575百万円であります。

4．担保に供している資産は有価証券174,410百万円、現金及び預貯金7,895百万円及び金銭の信託2,464百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金10百万円の担保のほか、海外営業のための供託資産及び日本銀行当座預金決済の即時グロス決済制度のために差し入れている有価証券等であります。

5．有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが405,277百万円含まれております。

6．現先取引及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている資産のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは有価証券53,718百万円及びコマーシャルペーパー23,997百万円であり、全て自己保有しております。

7．保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額はともに2,620,349百万円であります。

8．その他資産には保険業法第113条繰延資産1,184百万円が含まれております。

9．三井住友海上火災保険株式会社は、リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当連結会計年度末時点における当該保証対象取引の現在価値の合計額は271,594百万円であり、実質保証額がないため、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。

10．貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は5,361百万円であります。

11．金融商品に関する事項は以下のとおりであります。

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用収益の安定性、保有資産の安全性及び十分な流動性を確保することに留意し、財務の健全性を維持し、適切なリスク管理のもとで時価純資産の持続的な拡大を目指しております。これを達成するために、ＡＬＭ（資産・負債の総合管理）等により、適切な管理を行っております。また、経営判断に基づき、市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクを取得しており、グループ及び各社のリスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

また、当社グループの流入資金は、保険営業収支と資産運用収支を源泉としており、自然災害や金融市場動向等の外部環境変化によって大きな影響を受けます。三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社では、様々な環境下における資金効率の向上や財務基盤の強化を図るため、必要に応じて社債や短期社債の発行等により資金調達を行っております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券であり、その他に貸付金等があります。資産運用に関するリスクは、金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体や貸付金の相手先の信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクがあります。

当社グループでは、金利、株価、為替等の変動による市場リスクをヘッジする目的で、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株価指数オプション取引、株式先渡取引、為替予約取引、通貨オプション取引等を利用しております。また、取引に係るリスクに留意した上で運用収益を獲得する目的で、上記デリバティブ取引のほ

か、クレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引、個別株オプション取引等も利用しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項　4．会計処理基準に関する事項　(8) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引は、一般に、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）や、取引先の倒産等による契約不履行に係るリスク（信用リスク）及び市場流動性リスク等を有しております。当社グループが利用しているデリバティブ取引も同様に、これらのリスクを有しております。ただし、ヘッジ目的のものは、現物資産が逆の価格変動をすることから、市場リスクは減殺されております。また、契約不履行に係る信用リスクを回避するため、デリバティブ取引先の大半は、信用度が高い金融機関に限定し、かつその中で取引を分散させるとともに、一括清算ネッティングが可能な契約の締結等を行っております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、取引全般に関する権限規程及びリスク管理に係る規定等を定め、これらの規定等に基づいて取引を実施し、管理しております。主な国内保険連結子会社では、日常における管理の中で、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う業務・商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規定に沿って運営されているかをリスク管理部門がモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門は、金利・株価・為替変動に対する感応度分析、市場リスクや信用リスク等のＶａＲ（バリュー・アット・リスク）計測等を行うことによりリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

イ．市場リスクの管理

当社グループは、市場リスク管理に係る規定等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。主な国内保険連結子会社では、執行部門及びリスク管理部門において、運用領域ごとに管理規定等を整備し、業務における手続きを明確化しているほか、リスク特性に応じて保有限度額や損切り等のリミットを設定し管理しております。

ロ．信用リスクの管理

当社グループは、信用リスク管理に係る規定等に従い、与信管理体制を整備して運営しております。主な国内保険連結子会社では、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関して、執行部門及びリスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。また、三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社では、貸付金について、執行部門及びリスク管理部門において、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等の与信管理体制を整備しています。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、資金繰りの状況に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、資金調達手段の多様化に取り組んでおります。また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより資金調達に係る流動性リスク管理を行っております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注) ２．参照)。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
①　現金及び預貯金	631,141	631,301	159
②　コールローン	200,336	200,336	—
③　買現先勘定	36,497	36,497	—
④　債券貸借取引支払保証金	326,525	326,525	—
⑤　買入金銭債権	102,636	102,636	—
⑥　金銭の信託	541,881	541,881	—
⑦　有価証券			
売買目的有価証券	2,616,117	2,616,117	—
満期保有目的の債券	910,370	1,014,645	104,275
責任準備金対応債券	932,316	1,031,924	99,608
その他有価証券	9,647,674	9,647,674	—
⑧　貸付金	775,816		
貸倒引当金（*1）	△　682		
	775,134	789,199	14,065
資産計	16,720,631	16,938,740	218,108
社債	226,188	242,544	16,356
負債計	226,188	242,544	16,356
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,841	6,841	—
ヘッジ会計が適用されているもの	29,803	29,803	—
デリバティブ取引計	36,644	36,644	—

(*1)　貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)　その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法

資　産

① 現金及び預貯金

預貯金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される金利で割り引いた現在価値を算定しております。ただし、満期の定めのない預貯金及び満期の定めのある短期の預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

② コールローン

コールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③ 買現先勘定

買現先勘定については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

④ 債券貸借取引支払保証金

債券貸借取引支払保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑤ 買入金銭債権

コマーシャルペーパーについては、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。コマーシャルペーパー以外の買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格等によっております。

⑥ 金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっております。

⑦ 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は情報ベンダーが提供する価格、また一部、取引金融機関から提示された価格等によっております。

⑧ 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸付金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負　債

社債

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値、情報ベンダーが提供する価格又は取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、先物為替相場、主たる取引所における最終の価格、取引金融機関から提示された価格、オプション価格計算モデルにより算出した価格等によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「⑦ 有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場の子会社株式及び関連会社株式等	171,612
その他の非上場株式	105,770
組合出資金等	61,136
合計	338,518

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

12. 賃貸等不動産に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度末の時価（百万円）
75,686	120,381

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2．当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

13. 企業結合に関する事項は以下のとおりであります。

（取得による企業結合）

当社の子会社であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の100％子会社であるAioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe Limited（以下、ＡＤＥ社）を通じて、Box Innovation Group Limited（以下、ＢＩＧ社）の株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　Box Innovation Group Limited

事業の内容　子会社の経営管理及びそれに付随する業務

② 企業結合を行った主な理由

ＡＤＥ社を通じて英国においてテレマティクス自動車保険のManaging General Agent事業を展開するInsure The Box Limitedの持株会社であるＢＩＧ社の買収によって、英国テレマティクス自動車保険市場に本格参入し、欧州リテール事業における事業基盤の一層の拡充とノウハウの習得を実現していきます。

③　企業結合日
平成27年３月31日
④　企業結合の法的形式
株式の取得
⑤　結合後企業の名称
Box Innovation Group Limited
⑥　取得した議決権比率
75.01％
⑦　取得企業を決定するに至った主な根拠
ＡＤＥ社がＢＩＧ社の議決権の75.01％を所有し同社を支配するに至ったことから、ＡＤＥ社を取得企業と決定しております。

⑵　連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
平成27年３月31日を取得日としているため、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

⑶　被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金105百万ポンド
取 得 原 価	105百万ポンド

⑷　主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　　410百万円
なお、一部が未確定であるため、暫定的な金額であります。

⑸　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
①　発生したのれんの金額
60百万ポンド
なお、取得原価の配分が完了していないため、のれんの金額は暫定的に算定された金額であります。
②　発生原因
株式取得契約に基づく投資額が受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったことによります。
③　償却方法及び償却期間
効果の発現する期間にわたって均等償却いたします。なお、償却期間については取得原価の配分の結果を踏まえて決定する予定であります。

⑹　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	103百万ポンド
（うち、無形固定資産	78百万ポンド）
負債合計	43百万ポンド

なお、取得原価の配分が完了していないため、無形固定資産の金額は暫定的に算定された金額であります。

⑺　取得原価の配分

株式取得日以降連結決算日までの期間が短く取得原価の配分が完了していないため、当連結会計年度末で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

14. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債等の金額の修正は以下のとおりであります。

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。

これに伴い、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は主として従来の30.7％から28.8％となります。

この税率変更により、繰延税金資産は2,010百万円、繰延税金負債は19,197百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は43,346百万円、法人税等調整額は27,837百万円それぞれ増加し、また、当期純利益は25,614百万円減少しております。

15. １株当たりの純資産額は4,911円40銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額は少数株主持分29,533百万円であり、普通株式の期末株式数は612,190千株であります。

16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

＜連結損益計算書関係＞

１．その他保険引受収益には、外貨建再保険取引に関する為替リスクの軽減を目的としたデリバティブ取引に係る金融派生商品収益3,459百万円を含んでおります。

２．その他運用費用には、為替差損25,779百万円を含んでおります。

３．事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	616,460百万円
給　　与	266,666百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

4．当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用　　途	種　　類	資　　産	減　損　損　失　（百万円）		
				内　　訳	
賃貸不動産	土地及び建物	神奈川県内に保有する賃貸用ビルなど９物件	382	土　地 建　物	266 116
遊休不動産及び売却予定不動産	土地及び建物	千葉県内に保有する社宅など11物件	1,561	土　地 建　物	1,086 474

保険事業等の用に供している不動産等については連結子会社ごとにグルーピングし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については個別の物件ごとにグルーピングしております。

売却予定となったこと及び賃貸用に用途を変更したこと等により、上記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,944百万円）として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出しております。

5．１株当たりの当期純利益金額は221円34銭であります。算定上の基礎である当期純利益金額は136,247百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は615,548千株であります。

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

＜連結株主資本等変動計算書関係＞

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	633,291	—	—	633,291
合計	633,291	—	—	633,291
自己株式				
普通株式	13,383	7,719	1	21,101
合計	13,383	7,719	1	21,101

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加7,719千株は、市場買付による増加7,689千株、単元未満株式の買取りによる増加29千株であります。
2．普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成26年6月23日定時株主総会	普通株式	17,357	28	平成26年3月31日	平成26年6月24日
平成26年11月19日取締役会	普通株式	17,862	29	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月22日定時株主総会	普通株式	22,038	利益剰余金	36	平成27年3月31日	平成27年6月23日

3．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1．資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2．有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
器具及び備品	4～20年

3．無形固定資産の減価償却の方法

自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4．引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

5．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

＜表示方法の変更＞

前事業年度において、損益計算書の営業外収益に区分掲記していた「受取利息」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1．有形固定資産の減価償却累計額　160百万円

2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,966百万円
短期金銭債務	1,860百万円

＜損益計算書に関する注記＞

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	61,650百万円
営業費用	603百万円
営業取引以外の取引による取引高	1百万円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	21,101,354株

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式及び賞与引当金であります。なお、発生した繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、貸借対照表に繰延税金資産は計上されておりません。

＜１株当たり情報に関する注記＞

１株当たり純資産額	2,154円59銭
１株当たり当期純利益	57円51銭